

滋賀県保育士資格等取得支援事業について

滋賀県では、保育教諭（幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方所有者）と保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、標記事業を実施しています。取得する資格や取得の方法に応じて次の支援を行っていますので、この機会にぜひご活用ください。



支援の内容について

1 保育士資格取得支援事業

保育士養成施設の受講料等および受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行います。

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

① 対象者

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設等に勤務する職員

② 補助内容

- 保育士養成施設の受講料等
受講に要した経費の1/2（上限10～30万円）
- 代替保育従事者雇上費
1人1日あたり 7,220円

(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

① 対象者

認定こども園、認定こども園への移行を予定している施設に勤務する幼稚園教諭免許状を有する職員

② 補助内容

- 保育士養成施設の受講料等
受講に要した経費の1/2（上限10万円）
- 代替保育従事者雇上費
1人1日あたり 7,220円

(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

① 対象者

幼稚園教諭免許状を有する方（資格取得後1年以上対象施設等に勤務することが必要）

② 補助内容

- 保育士養成施設の受講料等
受講に要した経費の1/2（上限10万円）

(4) 保育所等保育士資格取得支援事業

① 対象者

保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園等に勤務する職員

② 補助内容

- 保育士養成施設の受講料等
受講に要した経費の1/2（上限10～30万円）

2 保育士試験による資格取得支援事業

保育士試験受験のための講座の受講料等の補助を行います。

① 対象者

保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園等に勤務する職員

② 補助内容

- 保育士試験受験講座の受講料等 学習に要した経費の1/2（上限15万円）

3 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

幼稚園教諭を養成する大学の受講料等および受講する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行います。

(1) 幼稚園教諭免許状の取得

① 対象者

認定こども園および認定こども園への移行を予定している施設に勤務する保育士資格を有する職員

② 補助内容

- 免許取得にかかる受講料等
免許取得に要した経費の1/2（上限10万円）
- 代替幼稚園教諭雇上費
1人1日あたり 7,220円

(2) 幼稚園教諭免許状の更新

① 対象者

認定こども園等に勤務する幼稚園教諭免許状を有する職員

② 補助内容

- 免許更新にかかる受講料等
免許更新に要した経費の1/2（上限10万円）
- 代替幼稚園教諭雇上費
1人1日あたり 7,220円

対象経費

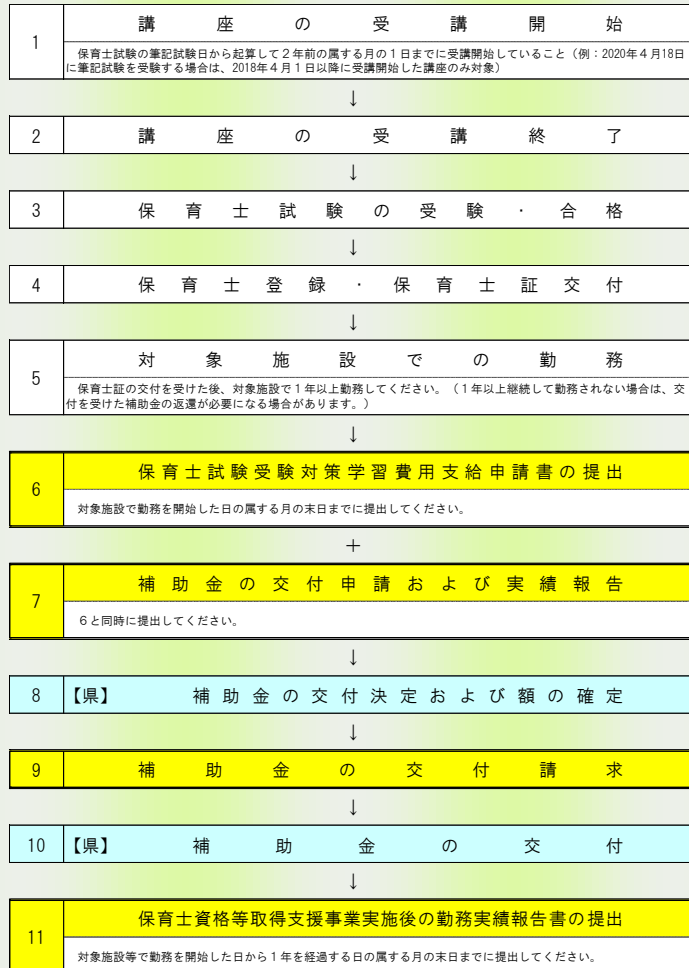
- ◆入学金 ◆受講料（面接授業料、教科書代および教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））
 - ◆上記経費の消費税
- （対象にできない経費：必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材等）

補助金の交付までの流れ

（1 保育士資格取得支援事業）



（2 保育士試験による資格取得支援事業）



※「3 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」の補助金の交付までの流れは、「1 保育士資格取得支援事業」と同じです。

留意事項

- ◆本事業により資格を取得した後は、対象施設等で1年以上勤務することが必要です。
- ◆保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象となりません。
- ◆その他詳細については、事業実施要綱および補助金交付要綱をご確認ください。

申請様式等

- ◆申請様式等は、滋賀県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/315162.html>（滋賀県保育士資格等取得支援事業について）

お問い合わせ・申請書類提出先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 子育て支援室 保育人材確保係

電話 077-528-3557

E-mail: em0004@pref.shiga.lg.jp

